

介護老人保健施設あいぜん苑介護予防短期入所療養介護運営規程

(運営規程設置の主旨)

第1条 社会福祉法人愛染会が開設する介護老人保健施設あいぜん苑（以下「当施設」という。）において実施する介護予防短期入所療養介護の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 介護予防短期入所療養介護は、要支援状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第3条 当施設では、介護予防短期入所療養介護計画に基づいて、医学的管理の下におけるリハビリテーション、看護、介護その他日常的に必要とされる医療並びに日常生活上の世話を行い、利用者の身体機能の維持向上を目指すとともに、利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図り、利用者が1日でも長く居宅での生活を維持できるように在宅ケアの支援に努める。

2 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行なわない。

ただし、緊急やむを得ない場合は別紙「身体拘束に関する対応フローチャート」に記したとおりの対応による。

3 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。

4 当施設では、明るく家庭的雰囲気を重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。

5 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。

6 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。

(施設の名称及び所在地等)

第4条 当施設の名称所在地等は次のとおりとする。

- (1) 施設名 介護老人保健施設 あいぜん苑
- (2) 開設年月日 平成7年6月17日
- (3) 所在地 秋田県秋田市上新城道川字愛染58番地
- (4) 電話番号018—870—2001 FAX番号018—870—2333

(5) 管理者名 施設長 医師 齋 藤 寛

(6) 介護保険指定番号 介護老人保健施設 (0550180087号)

(従業者の職種、員数)

第5条 当施設の従事者の職種、員数の最低基準は、次のとおりとする。また、必置職については法令の定める人員基準より下回らないものとする。

- | | | |
|-----|---------|------|
| (1) | 管理者(医師) | 1人 |
| (2) | 薬剤師 | 0.3人 |
| (3) | 看護職員 | 10人 |
| (4) | 介護職員 | 24人 |
| (5) | 支援相談員 | 1人 |
| (6) | 作業療法士 | 1人 |
| (7) | 管理栄養士 | 1人 |
| (8) | 介護支援専門員 | 1人 |
| (9) | その他 | 若干名 |

(従業者の職務内容)

第6条 前条に定める当施設職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、介護老人保健施設に携わる従業者の総括管理、指導を行う。
- (2) 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (3) 薬剤師は、医師の指示に基づき調剤を行い、施設で保管する薬剤を管理するほか、利用者に対し服薬指導を行う。(配置しない場合は、記載の必要はない。)
- (4) 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行なうほか、利用者の施設サービス計画に基づく看護を行う。
- (5) 介護職員は、利用者の短期入所療養介護計画に基づく介護を行う。
- (6) 支援相談員は、利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い、市町村との連携をはかるほか、ボランティアの指導を行う。
- (7) 作業・理学療法士は、医師や看護師等と協同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行う。
- (8) 管理栄養士は、利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理を行う。
- (9) 介護支援専門員は、利用者の介護予防短期入所療養介護計画の原案をたてるとともに、要介護認定及び要介護認定更新の申請手続きを行う。
- (10) その他、事務員は国保連合会への給付費の請求、利用者の施設利用料の請求を行う。

(利用定員)

第7条 介護予防短期入所療養介護の利用定員数は、利用者が申込みをしている当該日の介護保健施設サービスの定員数より実入所者数を差し引いた数とする。

(介護予防短期入所療養介護の内容)

第8条 介護予防短期入所療養介護は、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成される介護予防短期入所療養介護計画に基づいて、利用者の病状及び心身の状況に照らして行なう適切な医療及び医学的管理の下における看護・介護並びに日

常生活上の世話、また栄養管理とする。

- 1 夜勤職員配置加算
- 2 ~~介護職員処遇改善加算（Ⅰ）~~
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）
介護職員処遇改善加算（Ⅱ）
介護職員処遇改善加算（Ⅲ）
介護職員処遇改善加算（Ⅳ）
介護職員処遇改善加算（Ⅴ）
- 3 ~~介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）~~
- 4 サービス提供体制強化加算（Ⅰ）
- 5 個別リハビリテーション実施加算
- 6 緊急短期入所受入加算
- 7 在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅰ）
- 8 重度療養管理加算
- 9 送迎加算
口腔連携強化加算
- 10 療養食加算
- 11 緊急時治療管理
生産性向上推進体制加算（Ⅰ）
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）

（利用者負担の額）

第9条 利用者負担の額を以下のとおりとする。

- （1） 保険給付の自己負担額を、別に定める利用者負担説明書により支払いを受ける。
- （2） 利用料として、滞在費、食費、理美容代、私物洗濯代、電気代等利用料を、利用者負担説明書に掲載の料金により支払いを受ける。

（通常の送迎の実施地域）

第10条 通常の送迎の実施地域を以下のとおりとする。

秋田市(雄和、河辺地区を除く)、潟上市天王地区

（施設の利用に当たっての留意事項）

第11条 当施設の利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

- ・ 施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事を摂取いただくこととする。食費は第9条に利用料として規定されるものであるが、同時に、施設は第8条の規定に基づき利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、食事内容を管理・決定できる権限を委任いただくこととする。
- ・ 面会は、……………午前7：30～午後7：30
- ・ 消灯時間は、……………午後9時
- ・ 外出・外泊は、……………施設長の承認による
- ・ 飲酒・喫煙……………誕生会、行事時に飲酒可。苑内禁煙
- ・ 火気の取扱いは、……………認めない

- ・ 設備・備品の利用は、……………個別に対応する
- ・ 所持品・備品等の持ち込みは、……………個別に対応する
- ・ 金銭・貴重品の管理は、……………原則として施設にて保管
- ・ 外泊時等の施設外での受診は、……………緊急時以外認められない
- ・ 宗教活動は、……………禁止
- ・ ペットの持ち込みは、……………禁止
- ・ 利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は、禁止する
- ・ 他利用者への迷惑行為は禁止する。

（非常災害対策）

第 12 条 消防法施行規則第 3 条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第 8 条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- （1） 防火管理者には、施設職員を充てる。
- （2） 火元責任者には、施設職員を充てる。
- （3） 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- （4） 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- （5） 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- （6） 防火管理者は、施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）……年 2 回以上
（うち 1 回は夜間を想定した訓練を行う）
 - ② 利用者を含めた総合避難訓練……………年 2 回以上
 - ③ 非常災害用設備の使用方法的徹底……………随時
 その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

（職員の服務規律）

第 13 条 職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- （1） 入所者や通所者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- （2） 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- （3） お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

（職員の質の確保）

第 14 条 施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

（職員の勤務条件）

第 15 条 職員の就業に関する事項は、別に定める社会福祉法人愛染会の就業規則による。

（職員の健康管理）

第 16 条 職員は、この施設が行う年 1 回の健康診断を受診すること。ただし、夜勤勤務

に従事する者は、年間2回の健康診断を受診しなければならない。

(衛生管理)

第17条 入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に務め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

- 2 食中毒及び伝染病(感染症)の発生を防止するとともに蔓延することがないように、水廻り設備、厨房設備等の衛生的な管理を行う。
- 3 栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月1回、検便を行わなければならない。
- 4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第18条 施設職員に対して、施設職員である期間および施設職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないように指導教育を適時行う。

(事故発生時の対応)

第19条 施設サービス提供時に事故が発生した場合は速やかに市町村、当該入所者のご家族等に対して連絡を行うなどの必要な措置を講じる。

また、事故の状況及びその際に採った処置について記録し、その原因を解明し再発生を防ぐ為の対策を講じることとする。また、万が一賠償すべき事態となった場合には、速やかに賠償することとする。

尚、細部については事故が発生した場合の対応方法も含めて、事故対応マニュアルによることとする。

(感染症及び食中毒への対策)

第20条 感染症及び食中毒の予防とまん延の防止対策を検討する為に指針を別に策定し、感染予防対策委員会を設置し、入所者の安全確保を図ることとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第21条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能)を定期的に開催するとともに、その結果について職員に十分に周知する。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

- 2 前項第一号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第22条 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて入所させない。

- 2 運営規程の概要、施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、施設内に掲示する。

- 3 介護予防短期入所療養介護に関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定め
のない、運営に関する重要事項については、社会福祉法人愛染会の理事会において
定めるものとする。

付 則

この運営規程は、平成20年 1月 1日より施行する。

平成20年	3月	1日	一部改正
平成20年	7月	1日	一部改正
平成21年	2月	6日	一部改正
平成21年	4月	1日	一部改正
平成23年	10月	1日	一部改正
平成23年	12月	26日	一部改正
平成24年	4月	1日	一部改正
平成24年	11月	1日	一部改正
平成26年	1月	1日	一部改正
平成26年	4月	1日	一部改正
平成27年	1月	19日	一部改正
平成27年	4月	1日	一部改正
平成29年	4月	1日	一部改正
平成29年	11月	8日	一部改正
平成30年	4月	1日	一部改正
平成30年	8月	1日	一部改正
令和 1年	10月	1日	一部改正
令和 2年	3月	1日	一部改正
令和 3年	4月	1日	一部改正
令和 3年	10月	1日	一部改正
令和 6年	1月	1日	一部改正